令和 8 年度　第 3 回浜田市特別職報酬等審議会　会議録

日時　令和 8 年 11 月 4 日(水)
10 時 00 分～11 時 16 分
場所　浜田市役所 4 階　講堂 AB

1　開会（10 時 00 分）	
人事課長	ただいまより、第 3 回浜田市特別職報酬等審議会を開催いたします。 委員の皆さま方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 本日の出席者数ですが、委員 10 人に対し、8 人のご出席をいただいております。欠席は石川委員、内田委員となります。審議会条例第 5 条第 2 項の規定である過半数以上の出席がありますので、この会議が成立していることをご報告いたします。 それでは、資料の確認をさせていただきます。前回までの資料についてご準備いただいていると思います。 また、事前にお送りいたしました本日の資料につきましてもご準備をいただいていると思いますが、お手元に無い場合は挙手にてお願いをいたします。本日お配りしている資料につきましては、資料 10 事前意見、参考資料として石央商工会様にご協力いただきましたアンケート結果となっております。改めてお手元に資料が無い場合について挙手をお願いします。 それでは、開会にあたりまして会長様、一言お願いいたします。
会長	皆さまおはようございます。3 回目ということで、前回まで非常に多くのご意見いただきましてありがとうございました。前回までの審議の内容は市長等の給与、給料の月額と議員との報酬月額につきましては概ね引き上げの方針、方向性が決まったかと思いますが、この引上げ幅については今回確定ができればと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。 また政務活動費については、前回の審議会で上げていることからも現行のままでいいという意見が多かったようにも思いますが、ここも併せてまた確定をさせていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

人事課長	ありがとうございました。これより議事進行につきましては、会長にお願いします。
会長	それでは、まずは事務局から資料の説明をお願いします。
給与係長	事前にお配りしております冊子となっている資料の 9 から説明をさせていただきます。 （資料の内容について説明）
会長	ありがとうございます。資料 9、10 と参考資料の説明をいただきました。こちらの資料の説明につきまして、質問等がありますでしょうか。
委員	資料 2 ページの 5%カットを復元した場合という表がありますが、これは単純にもう 5%カットを復元しただけで、人事院勧告の 7%上げるという、それはもう含まれてないという判断でいいのですよね。8 ページの方が両方 5%復元した後に、また 7%をプラスしてという表でよろしいのですね。
人事課長	14 ページの方が、5%復元と 7%両方、8 ページは 7%のみということです。
委員	わかりました。
2　協議事項 （1）議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について	
会長	3 パターンを示していただいているところですが、こちらのデータも参考にしながら議題に移りたいと思います。議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等についてです。前回同様レジュメのとおり、次の 3 点に分けて審議をしたいと思います。 まず市長、副市長及び教育長の給料月額について、次に議長、副議長及び議員の報酬月額について、そして政務活動費について、というところで審議を行いたいと思いますが、まず公開、非公開について決定したいと思いますがご意見はございますでしょうか。特にないようですと、これまでどおり公開ということにしたいと思います。 それでは、諮問がありました内容について答申に向けて協議を行っていきたいと思います。まず市長副市長及び教育長の給料月額についてご意見等お願いします。前回の会議では引上げというところだったのですが 5%、今もう三役はカットされている状況なので、それを戻すのか、それとも近年の人事院勧告で 7%程度上がっているというところから

	7%引上げるという案と、5%カットされているところを戻した上で、7%をまた追加するという3案が示されておりますが、この3案、もしくはそれ以外の案でも構いませんけれどもございましたらお願いします。
委員	最初に、資料9で説明のあった1ページのところの下のところですが、三役給与の5%が合併前の水準に復元されていないという文言があるのですが、自分が気になるのが、今後、今回決まったとして、また何年か先に審議があるときに、こういうのがずっと永遠に残るっていう感覚なのでしょうか。本来であれば減額していたらまずそれを戻した上で、人事院勧告分をやるという、3番目の案が当たり前に考えたら正当なのですが、三役も金額がかなり上がるので、そこが少し気になるところです。だから、例えば今回どれかに選んで改定したときにも、この5%カットしたとかいうのがもう無くなるのであれば今後審議するのは楽なのですが、いつまでもこれが残ると、また将来に向けて、ここも議論が入ってくるような気がします。なのですっきりするのが最後の3番なのですが、金額がどうなのかなと。そういうところが気になるところがあります。
委員	今のところで付随するのですが、合併前に特例条例により10%カットとなっているのですが、この具体的な理由と、平成29年に10%カットしたのを5%復元しているのですが、なぜ10%ではなかったのかというその2点を説明してもらっていいですか。
人事課長	まず、10%カットのところになります。これについては合併前の財政状況を踏まえて、特に旧浜田市の部分の財政状況が厳しかったところがあります。遡れば平成9年度から行財政改革の取り組みをしているところから給与カット等も行っていまして、その流れもあったことから10%カットということで、要は財政状況ということになります。 次に平成28年度のところでの改定の復元についてです。これにつきましては先ほどお話しがあったように、ずっとカットを続けていくのかどうかという話がある中で、平成28年度頃に財政状況については市町村合併前後の厳しい状況は脱しているという認識もございました。そういったことから、カットを復元していこうという気運、流れはあったと聞いております。ただし、三役につきましては引き続き行財政改革に貢献という意味で10%の完全復元ではなく5%に留めた、というところがあります。三役の部分は行財政改革への貢献の部分で残したというふう

	に思っていただけたらと思います。 それと5%カットをずっと残していくかどうかという議論が内部でもございまして、これまでの物価が上がらない状況であれば、カットしていたということを明記して、どのタイミングで戻すか、ということで引き延ばすことができたところは確かでございます。ただ一方で、現状のように物価が上がって賃金水準も上がっていく中でこの5%をいつまでもこのまま置いていて良いのかどうか、言うなれば物価上昇の部分に7%が吸収されるようなところもありますので、この辺りについては一旦整理してもいいのではないかという議論も確かにございます。ただ一方で、内部的な話で恐縮ですが、16ページですが、5%の復元と7%の改定を行いますと、変更後、特に三役の部分で、17ページですが、出雲市の水準を超えるというところが気になるところでして、人口規模、行政規模のところを考えますと、多少この部分が引っかかるところではございます。
会長	ありがとうございます。11%ぐらい上げると、両県合わせて4位ぐらいの水準になるというところですかね。ただ5%カットの部分は戻すべきであろうというようなところはあるのかなと思いますので、何%かわかりませんが、今回の改定で戻すというような捉えでも良いですか。戻した上で、さらに7%なのか2%なのかわかりませんけれども。
人事課長	そういったお考えもあろうかと思います。その辺りも例えば今回上げることによって今後は議論しないであるとか、その反対でそもそも全体が上がっていくので、5%ももう考慮しなくても良いのではないかという議論もあろうかと思いますので、そのあたりも踏まえまして、その5%の復元とその改定率の調整というところも、審議の範疇ということで議論していただければと思っております。ただ一方で、復元した場合に、議員の部分を何%の改定にするのかというところとの調整と言いますか整理ですね、三役を7%でない場合の調整の仕方についても少し整理が必要かなというところはございます。例えば、会長が言われたように、全体で5%復元も改定分とみなしてやるということであれば、給与改定部分は2%と復元5%相当で合わせて7%でというような言い方もできると思いますし、その辺りは皆さんのところでご議論いただければと思います。
委員	人事院勧告に基づいての給与改定率というのは一応ここに7%と示し

	てあるのですが、これはこの審議会の中で決めれば良いという感覚でいいのですか。
人事課長	そのとおりです。参考として、この改定率を用いるということです。
委員	そうすると私がすっきりするのは、確かに三役の部分がかなり上がって2番になるというところは私も気になるとこあるので、5%戻した上で、そうならないような改定率にすると、次回以降は整理できるのかなと思ったりするのですが。
会長	その場合は議員さんも同じようにということですか。
委員	同じで良いと思います。
委員	何%にしたという根拠が必要だと思います。人事院勧告の令和8年度の3%を入れなければ、1.2と2.8で4%、プラス5%で9%、これでやるとどうなりますか。2位になるのですかね、それとも、出雲を超えないのですかね。議員もそれに則って4%という、何か一律の%にしないと、三役は何%で議員は何%っていうのもしっくりこないような気もします。市長だけ上げて、副市長と教育長は下げるというのもどうなのかなと。この辺を統一した方が良いのかなと思います。
会長	ありがとうございます。 金額については今はじいているということですかね。出ましたら教えていただきたいと思います。その他ご意見等はございますか。。
人事課長	先ほどの委員のご意見の令和8年度除くというところでいきますと、前回のお話の中では3か年での改定率を踏まえたということのお話があったとは思います。その上で、8年度の3%をいつの段階で反映させていくかということになると、次回になるのか、ここの部分は見なくなるのかというような議論も必要になってくるのではないかと思っています。令和8年度の改定率をこの段階で見ないと、この改定が令和9年度からになり、1年遅れでの反映になってくるのが、8年度除くと実質3年程度はその部分が反映されないということもありますので、令和8年度に開催しているので、8年度の改定率も見た方が良いのではないか、という前回のお話だったと思いますので、その辺りも踏まえて、よろしくお願いしたいと思います。
委員	人事院勧告というのは、公務員の職員の給与を上げるということですよね。だから、特別職や議員はこれに合わせる必要もないということですよね。

人事課長	はい。考え方の１つとなっておりますので、今までのお話で言いますと、人事院勧告の改定率を他市も使ってるところが多いということと、過去の審議会での改定の際の参考にしているということ、職性が似ている、同じ公務であるということなどがございますのでそういったところを踏まえて、あくまで委員が言われるとおり、参考指標として活用しているというところではございます。
委員	他の市町村も人事院勧告を見るのでしょうけども、必ずその率をもってきてるというわけでもなく、それぞれ違うのですよね。それより下で決めるときもあるし上で決めるときもあるし、それは個別でということですよね。あくまで参考にしてること多いというところですね。
委員	では、7%として、三役は復元 5%とアップが 2%、議員は人事院勧告の 3 年分で 7%というようなやり方でも良いということ、統一する必要はないということですよね。三役と議員の改定率は一緒で 7%として、その内訳が、5%の復元と 2%のアップということでも良いのですよね。金額的にも、三役はこの 7%ぐらいが良いのかなと思うのですが、そこら辺の改定率の内訳をどうするかということですよね。
会長	三役は復元 5%プラス物価上昇も少し考慮した 2%で、議員たちは 7%というようなご意見ですね。
委員	5%を復元するのならそれはそれで良いのですけれども、プラス 7%というのは少し負担が大きすぎるので、前回、私は復元をやめた方が良いのではないか、延ばした方が良いのではないかと言ったのですが、もし復元を入れて、後の審議がしやすいようにするということであれば、入れても良いです。では、人事院の勧告の 7%を半分にすれば、復元 5%と合わせて 8.5%ですので、議員も 7%ではなく、上げるなら 3.5%としてみてはどうでしょうか。議員は職員ではないので人事院勧告に縛られることはないと思います。
会長	5%プラス 3.5 というのは、人事院勧告の半分というところですかね。半分を基準にということですね。
人事課長	そういった考え方もあろうかと思います。最終的に、答申の場合に今まで県内他市であったり、類似団体の参考指標としてお示しをしているその程度のものではあるんですが、もしよろしければそういった議論であれば、他市との均衡状況も踏まえてということで、その 7%の

	抑制であったりとか、12%のところを、7%と5%のところを抑制するというような考え方も、答申の中でお示しいただけるものではないかと思いますので、そのあたりはやはり幅広くいろんな判断要素を考慮してお決めになったということで、調整ができると思います。ですので、そのパーセンテージ、案としては3パターンほど示してはおりますけど、幅広く、今までの議論も踏まえて、ご議論いただければ結構かなと思います。
委員	5%と3.5%で8.5%、それぐらいにすると出雲市より上にはならないと思いますけども。議員は3.5%で。半分にして3.5%の増額でも、多分県内3番目の位置が取れるのではないかと思うので、決して対外的に問題がある金額にはならないと思います。
会長	ありがとうございます。いくつかの案があって、金額が出ないとわかりづらいかもしれません。その他、こんな考え方があるというようなものがありましたらお願いします。
総務部長	今いろいろご意見いただいた中で、7%の半分というところですが、順位で見ると確かに良いかなという感じはしています。ただやはり、半分にするのはなぜかというところ、少し理由付けが難しく、少し感覚的なものが入ってしまう余地があるのかなというふうに考えてます。今の段階で話が出ていなかったのですが、5%をどうするかというところです。復元前提ということで、これから先の審議にこの課題が残らないようにということでご意見いただいてますが、5%自体はもう審議しないと言いますか、復元自体については考えないという選択肢もありなのではないかと思っています。これまでの審議自体はそれを据えてきているわけですけども、現状の水準で、このカットをもう考慮しないということ、それも1つの考え方、整理の仕方としては、あるのではないかと思ってます。ここで1回、5%カットについてはリセットという考え方で、それを踏まえ、その前提で、人事院勧告などの数字的な根拠を見い出しながら、引上げを三役、特別職と議員の方で行っていくというそういった考え方も1つの整理の仕方としてはありだと思いますので、追加という形になりますが、ご提案、ご提示をさせていただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。いくつか出ておりますが、何かを基準にというところで考えた方が、後々説明がしやすいですし、市民の方にも

	説明しやすいということですね。わかりやすい 7%という人事院勧告の数値がありますので、それが 1 つの基準となっていきますというところですが、7%のその内訳が 5%プラス 2%となるとなかなか説明がしにくいということですかね。
総務部長	これから先のことも考えると、今回のところで人事院勧告に沿わない形というやり方が入ってくると、またそれで今後の検討の幅が広がりますし、やはり特別職と議員とで違うとなると、人事院勧告で見ると違う率で設定をしていくことになりますので、さきほど言いました令和 8 年度の 3%部分が残ってしまうとか、そこがまた結局カットと同じような考え方で、残ってしまいますので、そういうのがまたこれから先の 1 つの課題としては残ってしまうのではないかなと思っています。
会長	ありがとうございます。 今回、改定するときは今年度分の値上がりも考慮した形にしていた方が後の審議がやりやすい、整理をしやすい形になるというご意見がありますけれども、いかがでしょうか。
委員	ということは、この三役の 5%カットは今後議論しないとか、そういうことを入れておかないと、これが残って 5%カットはいつ復元したのかということになると思います。今回その復元にならないと思うのですよ 7%だと。だからそこを明確にしておかないと、5%カットというがずっと残ると、また次の審議のときに、5%をどうするかという議論になると思います。ですので、そこをもう今後議論しない、もう復元されたものとみなすといった、そういうことがないとずっと議論が続きますよね。そこを上手に何かやらないといけないかなと思います。
会長	わかりました。今回の審議会で議論にするかどうかというところですが、人事院勧告 7%というところがありまして、それプラス 5%というのは結構周りの市町村を見ても、少し大きいのではないかというところで、もう少し抑える形で 7%のみを対象としますというようなところで、ただ 5%がカットされている事実は多分消えないような気がしますので後々に議論、こういう審議会のところで議論に上がってくるかと思います。現状、非常にインフレが進んでいるときでの審議会、実際に 3 年間 7%上がっているという状況での審議をしていますので、この度は物価上昇のみを考慮して 7%で、少し状況が落ち着いたときの審議会で、ま

	たこの5%どうするのかというような議論がされるのかもしれませんというところですかね。
人事課長	5%復元の考え方の整理で、もう考慮しないという、その理屈の考え方としましては、現状のところで、物価上昇分と復元をしたときの上昇後が他市の報酬水準よりも高めになるということで、もはや5%の復元も必要はないのではないかというような考え方をするのが、無くす方の理由の一つだろうと思います。一方、5%を残すということになりますと、反対の論拠になってしまいますが、他市の状況とは除いたところで、行財政改革でカットしている中で、本来の水準としては、10%復元をしたところなんだというところでありますと、やはりそこの5%復元も必要なのではないか、これが残す論拠というところになろうかと思いますので、その部分の理由付けについてはそれぞれ何らかの形で整理ができるのかなと思っております。
委員	理由のとこでうまくできるならば、リセットしてしまえば今後が非常に考えやすいかなというのが一つであります。それともう一つ確認したいのが、この審議会で議論する軸っていうのは、やっぱり人事院勧告があって、これが何%ぐらい上がってますとして、ただ、その時の浜田市の行革だとか財政状況を見てこれに合わせるのか、それよりもっと下げるのか、非常に良いので上げるかって、大体そういうものを議論するみたいな感じで良いのですか。そこがもうメインになっているのであれば、そこに焦点当てれば、今後は良いのかなとか思うのですが、その辺を教えてください。
人事課長	報酬審で審議いただくところは、特別職、三役、議員の適正水準がどこかというところをご審議いただいているところです。過去で申し上げますと、財政状況などについてもお示しをして判断いただいてるところは確かにございます。ただ、財政状況が厳しくて10%をカットしようというのは、報酬審で答申いただいた後に削減をしているところでございました。合併前のところの10%については5市町村集まった協議会の中での決定事項になるのですが、10%の5%幅での復元などについては答申いただいた後、市長の判断により行うというところがありまして、あくまで審議会のところは全体を見たところの適正水準を審議し、その後の個別の事情については、執行機関側に委ねるということで整理をしているところではあります。なので、財政状況を踏まえて、全体のバラ

	ンスを踏まえて、ここでその水準を落とそう、低くしようというところも当然審議会の中ではしていただいているところではあります。
会長	いくつかのパターンが計算されましたか。
給与係長	先ほど出た意見の数値で、三役のみですが参考数値を出しました。復元した後の 4%増の場合にどうなるのかいうところですが、市長については出雲市より下回ることになります。副市長についても、出雲市より若干ですが下回ります。教育長については、出雲市が教育長を副市長等に比べてかなり低く設定されていますので、教育長については、復元後の 4%増でも出雲市より上回る、ということになります。 月額で言えば、市長が 94 万 6,000 円、副市長が 78 万 5,000 円、教育長が 69 万 1,000 円となります。以上が復元した後に 4%改定した場合の数値になります。
会長	ありがとうございます。これは 2 年分の人事院勧告の数値が 4%というところでの数値ですね。
委員	やはり人事院勧告がある程度ベースになっているから、今回この令和 8 年の 3%を外すと、また先でそれをどうするかっていうのが出てくるということなのですね。
人事課長	そうですね。考え方として 7%の給与改定で、5%復元についてはその中で吸収されるという考え方でいくのも有りかというところです。
会長	そういう考えでよろしいでしょうか。カットと物価高を考慮し、7%上げますというようなことになるかと思います。よろしいですか。
委員	過去に 5%復元したときの平成 29 年度、このときは 5%復元のみで、上げられたんですよね。人事院勧告とかによらずに。なのですっきりしたのかもしれませんけど、今回、両方足したらかなりの%になると思います。私も 7%ぐらいすっきりするのかなと思います。あとは書き方ですね。内訳のもう 5%復元は考慮しない、今後は考慮しないとか、そういうのを付ければ良いのではないでしょうか。
総務部長	先ほどからご意見いただいております、7%プラス復元をしたときには、かなり順位が入れ替わるという実際の数字で出て参りますけども、それを踏まえますと、5%自体をカットした状態でも、他市との均衡自体がすでにとれた状態になっているという前提であれば、5%復元すると他市とのバランスが崩れてくるということになってくると思います。現状、確かにその過去からの経緯の積み上げでいうと 5%カット

	の状態ではありますが、やはり他市との均衡を考えたときに、すでに復元をしなくても、すでに均衡がとれた状態が維持されているので、もうそこの部分については復元自体がもう現状必要ないということを判断するというのも１つの考え方で、7%に織り込んでしまう形になると、どこがやってなかったのか、人事院勧告と違うのかというところが残りますので、完全に切り離してしまうというのも１つの整理の仕方としては考えられるのかなというふうに思います。
会長	ありがとうございます。確かにそうですね。多分皆さん上げたいというところは同じなのでしょうが、人事院勧告と復元を合わせるとなると他市とのバランスが悪いなというところで頭を悩まされているところですので、そういった考え方での 7%ということにしてもよろしいでしょうか。
委員	人事院勧告の給与改定率というのは、令和５年までは無かったという認識で良かったですか。
人事課長	改定はほぼ無かった状態です。
委員	賛成とか反対とかではなくて、今回 7%となると、今後も人事院勧告の改定が行われていくと、自動的とは言いませんけども、改定するということになるということでしょうか。
人事課長	言われるとおりでして、半ば自動的に改定という可能性もございます。ですので、その時々の審議会において、他市の状況のところは見る必要もないというご意見もあったりしますが、すべて判断材料の中の１つで見ていただいたりして、人事院勧告の改定はあるが給与水準を落とすというような考え方もあるかと思いますので、拘束するようなものになってはいけないと思っております。お示しはしますが、最終的な判断は議論の中でということでよろしいかと思います。
委員	自動的にというか、前回これに従って上げたのでという議論にはきっとなります。
人事課長	基にはなるかと思います。
委員	この審議会は毎年あるわけではないのですよね。何年に１回かということで、決まっているのですか。

人事課長	浜田市では、概ね2年ごとにということで定期的に行うこととしています。他市は、松江市は毎年というような考え方もあるようですし、出雲市では、市長の任期中に1回と、まちまちになっています。 浜田市は概ね2年に1回としており、選挙であったり、コロナであったりといった時期については、2年ではなくて延ばしているというような状況です。
会長	その時々の財政状況に応じて、この人事院勧告どおりに上げるのか、もしくは変えるのかというところが審議会では議論されるのかなと思います。
委員	この度、人事院勧告に基づくということになりますと、毎年人事院勧告が出ますよね。審議会は2年に一度ですが、その間は無視するいうことですか。
人事課長	結果としてそうなるところもございます。
委員	この度は人事院勧告によって上げるにしても、今まではずっと人事院勧告を無視しているのですよね。上がっているのでしょうか。
人事課長	人事院勧告において、職員の給与月額の改定がほぼなかったというところです。期末勤勉手当の支給月数については若干変動があるのですが、給料月額そのものの部分の改定というのが、令和5年頃、全国の賃金物価上昇の頃から始まり、また上昇し出したというところがありまして、それ以前の20年、30年ぐらいのところは、ほぼ給与改定で増減が無かったような状況です。あってもわずかであったというような状況でありました。
委員	この度がたまたまその7%だから審議の対象になったということなのですね。
会長	それでは7%というところで、概ね説明がつきそうな考え方なのかなと思いますので、よろしいようでしたらそちらで確定をしたいと思いますが、よろしいですか。
委員	今後もし人事院勧告出ても、その時々の状況によって、それを無視することができるということなのですね。人事院勧告が出たから上げますよ、その次に出たときにまた上げますよ、また上げますよ、となってはいけないと思います。
人事課長	今回参考にしたところは、人事院勧告の改定率というところでありまして、次回以降もこれが拘束されるものではございませんので、考え方

	の一つとしてお示しすることはあろうかとは思いますが、それを踏まえた上であったり、全く違う考え方であったりと、その時にご審議いただければ結構かなと思います。
会長	その他、質問等ございませんでしょうか。 それでは、人事院勧告に沿う形で7%ということで、5%カットの部分については、説明を入れるということです。 それでは、2つ目の議長、副議長及び議員の報酬月額についてですが、こちらも先ほどご意見ありましたが、こちらも人事院勧告の数値で7%というところが基準になるかと思いますが、ご意見等ございましたらお願いします。
委員	近所の集まりなどの際に、議員の給料上げろと言うような市民の方は1人もいないのですが、世間はどう思っているのでしょうかね。1人も聞いたことはないです。
総務部長	そういった感情的な部分っていうのは、それぞれの有権者の方で思われるところがあると思うのですが、基本的にはその部分というのは、投票のところで反映されるということにはなろうかと思っています。これまでの審議会の中でもお示ししましたけども、なかなか見えにくい部分というのはあるとは思いますが、会期中だけしか活動しておられないのではないかとか、一般の方には見えにくいところもあるのですけれども、現在は通年会期ということで、かなり議員自体の活動の幅が広がり、見えないところではありますけども、かなり活動量としてはあるというのは議会事務局の方からも提示した資料等を見ましても確認はできると思います。住民の方に見えてる部分のところとは少し現実のところは差があるのかなということはございます。
委員	私も同じように心情的には民間と比べてどうなのかなというのはあります。でも、それを考慮して、三役は7%、議員は半分などということにすると、その根拠が説明しづらいと思いますので、ここは一律7%で良いと思います。ただし、議員定数を削減するように特別委員会で現在やっておられます。そこを真摯に、本当にもう人口減少もありますので、議員定数削減の方をぜひお願いしたいという要望があります。上げるから削減というわけではなくて、それはそれとして切り離して。給料上げたのだから、減らしなさいということではないです。そこは何か上手に文章を付けていただけたらいいかなと思います。

会長	ありがとうございます。前回の会議でも付帯意見を付けるというところで伺っており、そちらの案も今作成をいただいているところですので先ほどのご意見も併せてということになるかと思います。議員の確かに見えにくいところで、人によって差がありますが、前回の会議でも、客観的な数字としては非常に良い評価と言いますか、活動の回数非常に多いですし、議員全体に対して、実際議会で発言されている方の割合も非常に高いというところもご報告いただきましたので、客観的に見て、浜田市の議員さんは、他市に比べてもよく活動されているのではないのかなというようなところが示されていたのかなと思っております。それを下げるということにしたら、かなりの理由が必要というところですので、一律に7%というところが提案ですが、よろしいですか。 その他、ご意見ございましたらお願いします。
委員	議員だけではないのですが、市役所でのカスハラの対策の中に、議員もいたので、議員というイメージで市民が納得するかなという思いもあったのですが、総務部長が言われたように、それはそれで別に切り離してというお話もございましたので、全体の意見からすると、今回は7%一律でというところが、妥当かなと思います。
会長	ありがとうございます。その他ご意見ございませんでしょうか。 それでは、議長、副議長及び議員の報酬月額につきましても7%の改定というところです。 3番目の政務活動費についてですが、こちらもご意見ありましたらお願いいたします。前回までの審議だと、政務活動費は、2年前の審議会で上げていて、今回は変更無しで良いのではないのかというようなご意見が多かったかと思いますが、それでよろしいでしょうか。
会長	それでは、政務活動費につきましては、変更無しということでお願いいたします。 それでは、審議会として答申を行うこととなりますが、事務局から答申の方法について提案がございましたらお願いします。
人事課長	本日の資料の内容に沿って、3つの案ございましたが、それに沿った答申案を事前に作成しておりました。審議を受けての、8ページから9ページの案になりますが、その案の答申案をお配りしております。ただ、先ほどのご審議の中でありました、5%の復元、解消などの話につきましては、今お配りした答申案には記載をしておりませんので、そのあた

	りについては、後に調整して言及するようにさせていただきたいと思います。 ですので、今回、ご覧いただくところで言いますと、1の（3）の改定の理由につきまして、先ほどの5%復元に関しての消滅の言及について言葉を加えさせていただこうかと思っております。今回、お配りした中で特にご覧いただきたい部分については、裏面2ページの4付記事項になります。これまで、本日も含めて審議会でいただいた意見を記載しております。意見という形でいただいたというところを付記事項、内容まとめております。若干、抑制的な内容、言い回しの部分もあるかもしれませんが、今回この部分についてどのような盛り込み方を、そもそもこの付記事項を答申案に盛り込むかどうかも含めて、改めてご意見をいただけたらと思います。その上で、本日のところでいただいたご意見を踏まえまして、答申案を改めて作成をしたいと思っております。この場において、今後の答申案の調整について、委員の皆さんから会長への一任の了承がいただけましたら、本日の議論を踏まえた答申案を作成し、会長と調整をさせていただきたいと思います。その後、会長と調整をいたしました答申案につきましては、その後に改めて委員の皆さんへ通知させていただいてご確認をいただきたいと思っております。その後、市長へ最終的に答申をさせていただきたいという流れでお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	事務局から答申案の作成と答申についての説明がありました。今日、確認とご意見いただきたいのは2ページ目の4の付記事項についてですが、こちらは、本日のところでもし修正もしくは追加等ございましたらご意見いただいて、その後調整については会長の一任がありましたが、そちらでよろしいでしょうか。 ありがとうございます。それでは改めて、4番目の付記事項につきまして、答申に盛り込むかどうかとかも含めて、もしくはこのようなことも追加したい、というところも含めて、ご意見がございましたらお願いします。
委員	議員定数の見直しを前提とすべきということになっているのですが、そういう意味ではないです。増額するから議員数を減らしなさいという意味ではなく、それはそれで切り離して、あくまでも増額は増額。議員定数の見直しというところは、人口に合わせての議員数というところも

	ありますので、その辺のところを書いていただきたいなと思います。別物です。給料上げるから、定員数減らしなさいという意味ではありませんので、そこの訂正をお願いしたいと思います。
会長	ありがとうございます。別物であり、議員の定数については人口減を踏まえた議論をぜひ行っていただきたいということですね。なので、上段に議員の報酬月額についてはと書いておりますけれどもそういうところを前提にせずにというところですね。 その他、ご意見ございませんでしょうか。ちなみに、付記事項はつけるということでよろしいですね。 ご意見が無いようでしたら、こちらで修正したものを委員の皆様にお送りしますので、その確認ができたところで、答申を行いたいと思います。またご確認をいただいて、もしそれでご意見ございましたら、またお願いいたします。
委員	第2回審議会のものがそのまま反映して記入されてますけど、今日の分も何か付け加える予定があるんですか。
人事課長	今のところこの案でと考えておりましたが、この案も、こういう意見も入れるべきだというところがございましたら今日のところで提案いただいたらいいと思います。
委員	今日の審議で追加があるかなと思って聞いてみました。
会長	5%カットのところは1ページ目の改定の理由というところで、7%の人事院勧告で上げるけれども5%の部分の話もこの中で出てくるのかなと思います。 なので、1ページ目の1の（3）のところと4番目の付記事項を少し修正したものをお送りすることになるかと思いますので、またご確認をいただけたらと思います。 その他、何かございますでしょうか。 それではないようでしたら、以上により、諮問にありました議員報酬額の額並びに市長副市長及び教育長の給与の額並びに政務活動費の額等に係る審議については終了したいと思います。その他事務局からありますでしょうか。
人事課長	ございません。
会長	それでは非常に濃密な議論いただきましてありがとうございました。では進行を事務局にお戻しいたします。

人事課長	ありがとうございました。では最後に総務部長からご挨拶を申し上げます。
総務部長	失礼いたします。委員の皆様におかれましては、非常に難易度の高いご議論をしていただいたと思っています。報酬の部分の改定っていうのは、ここ本当に長い間、合併以降ほぼ据え置きの状態が続いてた中で、今回本格的に初めて本体の部分、報酬部分そのものをどうするかということで議論していただきまして、非常に難しい議論をしていただいたと思っています。またそれに加えまして、合併以降ずっと残っていました5%部分についても言及していただきまして、この度の審議会の中で整理をしていただくという形になりました。各委員の皆様方におかれましては、それぞれの仕事等ある中、忙しい中で、こうした時間を取っていただいて、さらに本当に深い議論をしていただいて、本当に心から感謝しているところでございます。 今後の取り扱いにつきましては、先ほど会長の方からもございましたとおり、答申案を会長の方と事務局の方で最終的なものを詰めさせていただいて、各委員の皆様にもご覧いただいた後、最終的に会長の方から市長の方に答申という形で行っていただきたいと思っております。また、会長におかれましては、日程等を別途、事務局の方と調整させていただいていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本当この度、本当に難しい議論、深い議論をしていただきまして大変ありがとうございました。
人事課長	それでは、以上をもちまして令和8年度浜田市特別職報酬等審議会を終了いたします。皆様におかれましては長期にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

（11時16分閉会、所要時間 1時間16分）